

担当者：前田竜也・山城優妃

外国人の社会保障 (課題文献：小山千蔭「外国人の社会権」駒井洋監修、近藤敦編著『外国人の法的地位と人権』、明石書店、2002)

現在の日本はグローバル化が進みつつあり、外国人の数も増えている。外国人の社会保障を考える時に重要になるものに国籍条項の有無が挙げられるが、現行社会保障制度では、戦争犠牲者援護立法 13 法、生活保護法を除く制度から国籍条項は削除されており、一定の進歩が見られる。しかし、やはりまだ様々な問題が存在するため、まだまだ制度に検討の余地があると考えられる。

・現行社会保障法の成り立ち

まず、国籍条項に焦点をあてながら、制度の成立過程を見る。

1875年 軍人に対する年金制度成立 最初の恩給法、当時国籍法は未成立

1923年 現行恩給法成立 国籍条項導入(理由は明示なし)

筆者は、「国への忠誠が恩給制度の前提であるため、国籍喪失は忠誠の切断を意味する、すなわち勤労から生ずる恩給受給権も喪失する」という理由を推測する。

1945年 ポツダム宣言受諾

「日本政府は私企業・政府事業に関わらずいかなる労働者に対しても国籍等を理由に賃金労働条件に差別を設けてはならない」

1939～1947年 ・労働関係法で国籍による差別の禁止が明文化

・厚生年金法、船員保険法からも国籍条項削除

1946年旧生活保護法成立 内外人平等の原則、国籍条項なし

1950年現行生活保護法成立 憲法 25 条に基づき適用範囲を国民に限定。外国人については準用という立場をとる。権利ではないので、侵害されても不服申立は不可。

1952年 サンフランシスコ条約発効、日本独立

1953年 日本の独立を機に恩給法、国籍条項復活

しかし一方で年金制度において国籍条項は廃止の方向に向かい、現在国籍条項が残る 13 法は孤立化してゆく...

1979年 国際人権規約、1981年難民条約批准

旧国民年金法では社会連帯の立場から、外国人を適用範囲から外したが、上記の条約批准によって「国籍を超えた人権保障」「難民に国民と同一の保障を行う」ことを受け入れたため、社会連帯の観念が拡大された。

1982年、1986年国民年金法改正 国籍条項削除

このようにして、国籍条項のほとんどは廃止され、現行社会保障制度は成立した。

以下、この保障制度に関する問題点を考察する。

< 現在の問題点 >

- ・ 多くの社会保障制度においては、国籍条項は消滅したが現在も適用範囲には問題が残る。
国民健康保険、入院助産制度、緊急医療制度など

現在でも国籍条項が残る法律がある。

- ・ 社会の実態と矛盾した事態がおきている。
(例) 国民年金法について
国籍条項は消滅しているが、改正時に経過措置をとったため日本で出生し長年日本で生活し納税し勤労している在日の方達が加入できない。
しかし現在日本に入国し初めて日本とかかわりを持った外国人が加入できるといった事態がおきている。
- ・ 制度があっても知らない、もしくは利用したくても申請時に不法滞在等がばれるのを恐れて雇用者も被雇用者も申請できない。
- ・ 国際人権規約と日本の区別基準との違い。
国際人権規約・・・いったんある国で法律を作るとその内容において差別があつてはならない。
基準が合理的・客観的であり、合法的な目的を達成する目的で差別が行われた時のみ許される。
日本・・・自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許される。
広範な裁量権を認めているから外国人の人権の範囲が狭められ、人権と関係ない在留資格によって権利の制約が容易に認められる。

< 実現できない理由 (引用 + 私見) >

- ・ 不法滞在者の入国、延長をうながしてしまうから。
- ・ 強制送還になったとき費用を税金でまかなう。
= 国民負担が増える。
- ・ 現実的に安い労働力が必要。(雇用者の視点)
- ・ 戦争系の法律から国籍条項をなくすと保障しなければならない人がかなり増える(人数が不確定できりがない)
= 莫大なお金がかかる。

< 筆者の主張 >

筆者は国籍による差別は絶対的な必要性がないかぎり合理性を有しないと考える。また、外国人に対する具体的権利性の有無を定める時は、在留資格の有無、種類によって判断するがその判断には客観的合理性があるかを判断する必要がある。さらにその合理性は厳格な比例原則によるものであるべきだと主張している。

以上から

永住者に関しては日本国民とまったく同様に社会構成員性があることからすべての社会保障関係法律について国民と同等に扱うべき。

非定住外国人にかんしては可能なかぎり保障すべきであり、特に「人道的目的」から保障される権利についての差別は、在留資格による差別は合理性を欠くものとして許されない。

不法滞在者にかんしては、連帯と相互扶助の理念から権利を享受しえないと一般的に主張されるが、少なくとも「人道的目的」のものは認めるべきと主張している。

< 論点 >

国籍条項がなぜか戦争の恩給にかんするものからははずされていない。よって旧植民地で戦争に参加している人々の保障はされていない。筆者の主張によると、この問題には絶対的な必要性があり合理性がないと考えられるがどう思いますか？

病院は外国人が運ばれてきてもその人は保障が受けられるのか判断しにくいいため違う病院へとたらいまわしにする場合が多い。生活保護を認めると緊急医療が認められることになるが、認めることで不法滞在者の入国・延長を助長してしまう可能性があるがそれでも認めるべきだと思いますか？

これから日本にくる人達は保障を受けることができるが、それ以前に日本にいる人達は保障を受けることができない。しかし長年にわたり日本社会の構成員として日本社会の支えてきた人にこそ連帯があると思われる。経過措置によって保障されない人を保障すべきだと思いますか？

以上のことをふまえて社会保障は外国人にも制限なく保障されるべきだと思いますか？それとも何か制限をつけて保障する範囲をつくるほうがよいと思いますか？